

1 旭川市環境基本条例

旭川市環境基本条例

平成 10 年 3 月 30 日
条 例 第 13 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 6 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策 （第 7 条 - 第 31 条）

第 3 章 環境審議会（第 32 条）

附則

旭川市は、大雪山連峰から連なる山並みに抱かれ、石狩川と多くの支流が合流する自然が豊かなまちであり、夏の暑さや冬の厳しい寒さ、四季の鮮明な移り変わり等北国の中でも特色ある風土を有している。

この風土の中で、農業をはじめ、内陸の交通の要衝という地理的条件を生かした産業が発展を続け、旭川市は、今や北海道の拠点都市となった。

しかし、都市化の進展は、市民生活の利便性を向上させた反面、大量生産、大量消費、大量廃棄型経済社会を生み出した。その結果、不用物の増大による環境への影響は、環境の持つ復元能力を超え、地域のみならず地球的規模で広がりを見せており、更には人類の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、快適で安全かつ健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を享受する権利を有するとともに、環境を健全で恵み豊かなものとして維持し、これを将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

今こそ、市民一人一人が現在の生活の在り方を見直して、自然の中で生きてきた、アイヌの人々、開拓に携わってきた人々等先人たちの豊かな知恵と私たちが持てる科学の知見とによって、失われつつある自然の回復に努め、限りある地球の資源を保全し、環境への負荷の少ない社会を築いていかなければならない。

ここに、人と自然が調和した旭川の風土にふさわし

い良好な環境を確保するとともに、地球市民の一員としてかけがえのない地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が等しく、人と自然が調和した良好な環境の恩恵を受け、この良好な環境をより質の高いものとして将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、資源の循環的な利用を促進することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることから、すべての者の日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

4 環境の保全及び創造は、すべての者の公平な役割分担の下に、相互に協力し、かつ、連携して推進されなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全及び創造に自ら努めなければならない。

2 市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、自らの責任において、公害の防止、廃棄物の適正な処理その他の必要な措置を講ずるとともに、緑化、資源の循環的な利用その他環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第 6 条 市は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自ら事業を実施するに当たっては、率先し

て環境への負荷の低減に努めなければならない。

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第 7 条 市は、第 3 条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生物の多様性を確保し、生態系の保護を図るとともに、森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
- (3) 水と緑による都市景観の形成、歴史的文化的環境の形成、冬の快適な生活環境の創造等を推進し、潤いと安らぎのある都市環境を形成すること。
- (4) 人と環境のかかわりについて理解を深め、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等環境への負荷の少ない新たな生活文化を形成すること。
- (5) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進し、地球環境保全に関する国際的取組への貢献に努めること。

(環境基本計画)

第 8 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、旭川市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的な施策の方向
- (3) 環境の保全及び創造に関する配慮の指針
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよ

うに必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、旭川市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境白書）

第9条 市長は、毎年、環境の状況、環境基本計画に基づく施策の実施状況等を明らかにするため、旭川市環境白書を作成し、公表しなければならない。

（市民環境週間）

第10条 市民及び事業者の間に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、旭川市民環境週間を設ける。

2 旭川市民環境週間は、6月1日から1週間とする。

3 市は、旭川市民環境週間の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めるものとする。

（環境影響評価の措置）

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業による環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することを促すため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、既に行われた前項の事業のうち環境に著しい影響を生じていると認められるものについては、その事業を行った事業者がその事業に係る影響について自ら適正に調査及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することを促すため、必要な措置を講ずるものとする。

（規制の措置）

第12条 市は、公害の原因となる行為、自然環境の保全に支障となる行為等環境の保全上の支障となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

る。

（監視等の体制の整備）

第13条 市は、環境の状況を的確に把握するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

（環境の保全及び創造に関する施設の整備）

第14条 市は、廃棄物及び下水の処理施設その他の環境への負荷の低減に資する施設の整備を積極的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の快適な環境の保全及び創造に資する施設の整備を積極的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（事業者との協定の締結）

第15条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要なときは、事業者との間で環境への負荷の低減に資する協定を締結するものとする。

（水と緑に恵まれた良好な環境の保全及び創造）

第16条 市は、人と自然が触れ合い、緑豊かな市域の形成を図るため、森林、緑地及び河川の保全その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、生物の生息環境及び生育環境に配慮し、在来野生生物及び希少野生生物の保護に努めるものとする。

3 市は、河川空間の整備、河畔林の保全等により、良好な河川の環境を確保するとともに、山並み、丘陵地、農地等から成る緑の連続性の保全及び創造を図り、水と緑に恵まれた良好な環境の保全及び創造を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、農地が有する環境の保全及び創造に寄与する多様な機能を保全し、及び創造するため、農地の有効利用、環境への負荷の少ない農業の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

（快適な都市環境の保全及び創造）

第17条 市は、潤いと安らぎのある快適な都市環境

を保全し、及び創造するため、都市の緑化及び美化の推進、良好な景観及び親水性の高い水辺地の形成、快適な音の環境の確保、歴史的又は文化的な財産の保護その他の必要な措置を講ずるものとする。

（快適な冬の生活環境の保全及び創造）

第 18 条 市は、快適な冬の生活環境を保全し、及び創造するため、雪や寒さに関する調査研究を行うとともに、雪を克服し、及び利用し、並びに雪に親しむ総合的な対策を推進するものとする。

2 市は、冬の大気環境の保全を図るため、市域の地理的及び気象的特性を考慮し、必要な対策に努めるものとする。

（資源及びエネルギーの消費の抑制等の促進）

第 19 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源及びエネルギーの消費の抑制、資源の循環的な利用並びに廃棄物の減量化が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、施設の建設及び維持管理その他の市の事業の実施に当たって、資源及びエネルギーの消費の抑制、資源の循環的な利用並びに廃棄物の減量化に努めるものとする。

3 市は、新しいエネルギー（廃棄物等の循環的な利用により生み出されるものを含む。）の開発に対する事業者の取組を促進するために、必要な措置を講ずるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

第 20 条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用を自ら進めるとともに、市民及び事業者による当該製品等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（経済的措置）

第 21 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）が環境への負荷の低減に資する施設の整備その他の環境の保全に関する活動を促進するため必要がある

ときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、市民、事業者又は民間団体に適正な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

（環境学習等の推進）

第 22 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深め、環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、環境の保全及び創造に関する学習を推進するものとする。

2 市は、特に次代を担う子どもたちの環境の保全及び創造に関する教育及び学習を積極的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（地球環境保全に関する施策の推進）

第 23 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、関係機関及び民間団体と連携し、地球環境保全に関する情報の収集及び提供により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

（市民等の自発的活動の促進）

第 24 条 市は、市民、事業者又は民間団体による環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の参加の機会の確保）

第 25 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たっては、市民、事業者及び民間団体の参加の機会の確保に努めるものとする。

（市民等の意見の反映）

第 26 条 市は、市民、事業者及び民間団体の環境に関する意見を環境の保全及び創造に関する施策に反映させることができるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の収集及び提供並びに調査研究の実施）

第 27 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動に資するため、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に資するため、必要な調査研究に努めるものとする。

（国等との協力）

第 28 条 市は、市域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策については、国、他の地方公共団体及び関係機関と協力して推進するものとする。

（施策の推進体制の整備）

第 29 条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する活動を市民、事業者及び民間団体とともに推進するための体制を整備するように努めるものとする。

（財政上の措置）

第 30 条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境監査等）

第 31 条 市は、事業者の自主的な環境管理及び環境監査が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、実施した事業、利用した製品等における環境への配慮の状況を検査することにより、自ら環境監査の実施に努めるものとする。

第 3 章 環境審議会

（環境審議会）

第 32 条 本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、旭川市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 15 人以内をもって構成する。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員補充によって新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

2 環境行政のあゆみ

年 月	事 項
昭和 38(1963)年 4 月	二酸化鉛法による硫黄酸化物濃度及びデポジットゲージ法による降下ばいじん量の測定開始
39(1964)年 4 月	公害対策委員会及び事務局の設置
40(1965)年 3 月	硫黄酸化物の自動測定開始
10 月	ばい煙防止指導要綱及び騒音防止指導要綱の策定
43(1968)年 2 月	風向風速の自動測定開始
44(1969)年 4 月	旭川市公害防止設備資金制度の開始
7 月	衛生部に公害課を設置
11 月	騒音規制法に基づく地域指定
45(1970)年 8 月	公害問題懇話会の発足
9 月	石狩川水域(石狩川、忠別川)に係る環境基準の類型指定 (S49. 5 牛朱別川、江丹別川)
46(1971)年 4 月	旭川市公害防止条例制定(7月施行)
9 月	旭川市公害対策審議会の設置
10 月	大気汚染防止法による政令市に指定(法 31 条、令 13 条)
47(1972)年 1 月	旭川市における畜産公害の防止対策及び大気汚染の監視体制について公害対策審議会に諮問(8月、11月答申)
4 月	水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準を石狩川水域に指定
9 月	旭川地域公害防止推進計画の作成 (S52. 3 ,S56.12,S62. 2 ,H4. 2 新計画作成)
12 月	企画部に自然保護担当主査を配置 (株)山陽国策パルプ旭川工場に係る公害防止協定の方針について公害対策審議会に諮問(S48年5月答申)
48(1973)年 3 月	旭川市緑化基本計画の策定
4 月	旭川市大気汚染健康調査の実施
49(1974)年 1 月	公共用水域の常時監視開始
4 月	燃料規制基礎調査(気象調査)の実施(環境庁委託調査)
5 月	騒音に係る環境基準の地域類型指定
7 月	水質汚濁防止法による事務の委任(法 28 条、令 10 条)
50(1975)年 1 月	悪臭防止法による地域指定(法 18 条、令 2 条)
3 月	気温の鉛直分布観測の開始
旭川地域緑化推進計画の作成 (S56. 4 第 2 期計画作成)	
	大気汚染常時監視テレメーターシステムの導入
	航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定
51(1976)年 5 月	土木部緑地公園課に自然保護係を設置
6 月	魚体中の水銀濃度調査の開始
9 月	(株)山陽国策パルプ旭川工場の水銀汚染調査の実施
10 月	大気汚染防止法に基づく燃料規制地域の指定(法 15 条、令 9 条)
12 月	河川底質中の総水銀濃度調査の開始
52(1977)年 6 月	北海道(上川支庁)及び旭川地方気象台と大気汚染通報業務に関する協定締結
11 月	旭川市自然保護調査委員を委嘱し自然保護調査を開始
53(1978)年 3 月	大気汚染防止法に基づく燃料規制の実施
4 月	振動規制法に基づく地域指定
9 月	市民の鳥及び市民の虫選定懇話会の発足
55(1980)年 4 月	市民の鳥に「キレンジャク」、市民の虫に「カンタン」を制定し告示
56(1981)年 1 月	旭川市火山灰採取場指導要綱の制定
10 月	機構改革により環境部を新設し環境課(環境保全係、公害係)を設置
57(1982)年 1 月	空き地等に繁茂した雑草の除去に関する事務処理要綱の制定
4 月	旭川地域環境汚染実態解析調査の実施
6 月	スパイクタイヤに起因する公害実態調査の実施
10 月	第 10 回環境週間記念シンポジウム「環境問題の新しい展開」を開催
58(1983)年 10 月	シンポジウム「森林と文化」を開催
59(1984)年 6 月	浮遊粒子状物質の自動測定開始
7 月	水生生物調査を開始
59(1984)年 10 月	夏休み公害教室を開催
12 月	大気汚染常時監視体制について公害対策審議会に諮問(S60年3月答申)
	旭川市域大気汚染問題検討会発足

年 月	事 項
昭和 60(1985)年 4 月	旭川市緑地保全要綱を制定
5 月	ふれあいの森の指定 (S60. 5 北光, S60.11 台場小鳥の村, S61. 1 緑が丘)
61(1986)年 10 月	環境庁スタッドレスタイヤモニター調査都市に指定
62(1987)年 3 月	大気汚染常時監視システムの更新
4 月	大気汚染測定局の移設(東局→東光局)
5 月	旭川市鳥獣駆除許可事務取扱及び鳥獣飼養許可事務取扱並びに要領の設定
63(1988)年 1 月	旭川市緑地の回復に関する指導要綱の制定
平成元(1989)年 6 月	スタッドレスタイヤ体験試乗会の実施
2(1990)年 4 月	環境週間パネル展の開催
3(1991)年 3 月	旭川市建設作業指導要綱の制定
9 月	自然保護調査報告書総集編の発行
10 月	旭川市周辺市町村脱スパイクタイヤ推進連絡協議会の設置
11 月	自然観察指導員養成講座を開催
4(1992)年 3 月	脱スパイク全道大会旭川大会を開催
6 月	旭川野鳥マップの作成
5(1993)年 3 月	女性環境セミナーを開催
11 月	「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づく指定地域として普通車のスパイクタイヤ規制を開始(大型車は同年 4 月開始)
6(1994)年 12 月	環境基本法が公布・施行 マップ「水辺のなかまたち」作成 環境基本計画策定(環境庁) 二酸化窒素高濃度予報実施 冬期マイカー通勤・使用自粛の呼びかけ実施
7(1995)年 7 月	市民の環境意識に関するアンケート調査及び自然環境資源等現況調査の実施
8 月	環境アドバイザー養成講習会の開催(H9 年 7 月まで)
9 月	「北海道低公害車フェア in あさひかわ」の開催
8(1996)年 11 月	大気汚染シミュレーション調査の実施
9(1997)年 1 月	「アジェンダ 21 in 旭川」の開催
3 月	事業者・市民団体等の環境意識に関するアンケート調査の実施
4 月	大気汚染測定局の増設(永山局)
6 月	大気汚染乾式自動測定記録計の導入
7 月	環境アドバイザー派遣制度の開始
10(1998)年 12 月	「環境の日」記念行事「シンポジウム より良い環境を求めて」の開催
3 月	環境にやさしい車購入資金融資制度の開始
5 月	『環境条例づくりに向けて 市民の「意見を聴く会」』の開催
6 月	旭川市環境基本条例(仮称)案骨子について公害対策審議会に諮問(H9 年 12 月答申)
8 月	機構改革により環境課が環境保全係と環境対策係に変更
10 月	旭川市環境基本条例の制定
11 月	低公害車(ハイブリッド車)の導入
11(1999)年 2 月	市民環境週間の開始
5 月	子ども環境サミット開催
6 月	さわやか環境推進員の委嘱
12 月	『環境基本計画づくりにむけて 「市民・事業者提言会」』の開催
12(2000)年 2 月	旭川市環境審議会の設置
6 月	旭川市緑地の回復に関する指導要綱の改正
13(2001)年 8 月	率先行動計画策定(6 月実施)
11 月	環境にやさしい製品展
14(2002)年 2 月	あさひかわ環境情報発行開始
15(2003)年 2 月	環境基本計画策定
	環境パネル展開催
	環境課(現:環境対策課)ホームページ開設
	旭川市役所地球温暖化対策率先実行計画策定
	機構改革により環境政策課, リサイクル推進課, 廃棄物処理課, 環境対策課の 4 課組織になる。
	環境にやさしい店登録制度開始
	土壌汚染対策法施行

3 環境保全対策関係部局

部		課	主 な 関 連 業 務
環 境 部		環 境 政 策 課	環境保全の総合企画・調整 環境保全についての普及・啓発 緑地の回復に関する指導 鳥獣の保護や鳥獣捕獲等の許可
		リサイクル推進課	地域環境の美化についての市民啓発 廃棄物処理の計画、普及・啓発 廃棄物の減量・再資源化
		廃棄物処理課	し尿処理の基本計画、申込受付及び収集計画 合併処理浄化槽の設置工事費の補助 し尿の浄化処理 ごみ最終処分場の維持管理
		環 境 対 策 課	公害関係法令等に基づく調査、測定及び指導 公害苦情処理 環境にやさしい車購入資金の融資あっせん 一般廃棄物（浄化槽汚泥を除く）及び産業廃棄物処理業等の許可 不法投棄の監視・取締り
		近 文 清 掃 工 場	清掃工場のごみ処理基本計画 清掃工場のごみ質やごみ量等の調査統計 ごみ焼却熱の利用・供給
		清 掃 事 業 所	家庭ごみの収集計画、収集、運搬及び処理 一般廃棄物の排出指導 不法投棄の取締りや不法廃棄物の処理
農 政 部		農 林 整 備 課	農地・水路の整備
商工観光部		総 務 労 政 課	公害防止設備設置のための融資あっせん等
都市建築部		都 市 計 画 課	市街化区域、用途地域及び都市計画道路等の計画 宅地開発の許可・届出
		景 観 課	都市景観の調査・計画 都市景観形成の促進
		公 共 建 築 課	公共施設の設計・工事監理
土 木 部		土 木 総 務 課	道路、橋梁、河川、公園等の総合的な計画・調整 雪対策の企画・調整 融雪施設設置資金の貸付け
		土 木 管 理 課	道路・橋梁・河川・水路の監察指導 公園の管理・使用許可 河川等の整備
		公 園 み ど り 課	公園・緑地・都市緑化に関する計画及び設計施工 緑化の普及啓発
		土 木 建 設 課	道路、橋梁、河川、排水路等の建設
		土 木 事 業 所	道路、橋梁、河川及び排水路等の維持補修 除雪や防じんの実施 流雪溝の管理運営 街路樹の維持管理
学校教育部		指 導 室	学校における環境教育
生涯学習部		生 涯 学 習 課	生涯学習における環境学習 文化財の保護
水道局	営 業 部	総 務 課	上下水道の普及・促進
	事 業 部	水 道 整 備 課	上水道の拡張・維持管理等
		下 水 道 整 備 課	公共下水道の拡張・維持管理等

4 環境保全活動に関する融資・支援制度等

項 目	問い合わせ先	内 容
ごみの減量・リサイクル等に関すること	環境部リサイクル推進課リサイクル推進係 電話 25-6324	・生ごみ堆肥化容器及び電動生ごみ処理機の普及を図るため助成金を交付 ・資源回収活動が安定的に行われるよう市民団体等に奨励金を交付
合併浄化槽の設置に関すること	環境部廃棄物処理課生活排水係 電話 25-6356	・公共下水道整備計画及び農業集落排水施設整備計画区域外の地域における合併処理浄化槽の設置希望者に対する設置工事費の補助
環境にやさしい車の購入に関すること	環境部環境対策課環境対策係 電話 25-6369	・最新排出ガス規制適合車及び低公害車を購入する中小企業者及び市民に対する購入資金の融資あっせん
空き地の雑草対策に関すること	環境部環境政策課環境保全係 電話 25-5350	・町内会等を対象に草刈機の無料貸出し
環境学習・保全に関すること	環境部環境政策課環境保全係 電話 25-5350	・市民団体等の要請により学習会等の講師として環境アドバイザーを派遣
都市景観に関すること	都市建築部景観課 電話 25-8561	・市民，行政，企業，団体などの要請により，景観に関する相談などに応じるため，景観アドバイザーを派遣
雪対策等に関すること	土木部土木総務課雪対策係 電話 25-6276	・融雪施設設置資金の貸付け ・町内会等が市道の除雪作業を行う場合積込機械又は運搬車両のどちらか一方を運転手付で貸出し
公共下水道に関すること	水道局営業部サービス課給排水係 電話 24-3165	・既設汲み取り便所の水洗化と排水設備改造に必要な資金の貸付けをあっせん ・公共事業関連に伴い雑排水設備（既設管）を公共下水道に接続する世帯に対する補助

5 環境基準

環境基準とは、環境基本法に基づいて、大気の汚染、水質の汚濁などの環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとして定められた基準のことです。

(1) 大気汚染に係る環境基準

ア 大気の汚染に係る環境基準

二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

(参考)

環境基準達成状況の判断方法

大気汚染物質	短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄	1 日平均値が 0.04ppm を越えるか、又は、1 時間値が 0.1ppm を越えると非達成。	有効測定局であって、日平均値の 2 % 除外値が 0.04ppm を超えると非達成。 ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続した場合は、上記に関係なく非達成。
二酸化窒素		有効測定局であって、日平均値の 98% 値が 0.06ppm を超えると非達成。
一酸化炭素	1 日平均値が 10ppm を超えるか、又は、8 時間値が 20ppm を超えると非達成。	有効測定局であって、日平均値の 2 % 除外値が 10ppm を超えると非達成。 ただし、1 日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続した場合は、上記に関係なく非達成。
光化学オキシダント	昼間の 1 時間値で評価し、これが 0.06ppm を超えると非達成。 (昼間：6 時～20 時)	
浮遊粒子状物質	1 日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えるか、又は、1 時間値が 0.20 mg/m ³ を超えると非達成。	有効測定局であって、日平均値の 2 % 除外値が 0.10 mg/m ³ を超えると非達成。 ただし、1 日平均値が 0.10 mg/m ³ を超える日が 2 日以上連続した場合は、上記に関係なく非達成。

※ 有効測定局とは、年間 6,000 時間以上測定を行った局である。

イ ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

(2) 水質汚濁に係る環境基準

ア 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カ ド ミ ウ ム	0.01 mg/ℓ 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
全 シ ア ン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下
鉛	0.01 mg/ℓ 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
六 価 ク ロ ム	0.05 mg/ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
砒 素	0.01 mg/ℓ 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下
総 水 銀	0.0005mg/ℓ 以下	チ ウ ラ ム	0.006mg/ℓ 以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	シ マ ジ ン	0.003mg/ℓ 以下
P C B	検出されないこと	チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 mg/ℓ 以下
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/ℓ 以下	ベ ン ゼ ン	0.01 mg/ℓ 以下
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/ℓ 以下	セ レ ン	0.01 mg/ℓ 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ 以下	ふ っ 素	0.8 mg/ℓ 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	ほ う 素	1 mg/ℓ 以下

[備考] 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

イ 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性 ※	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級自然環境 保全及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道2級水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水道3級水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000 MPN/100ml 以下
C	水産3級工業用水 1級及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	
D	工業用水2級農業 用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/ℓ 以上	

[備考] 1 基準値は、日間平均値とする。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5.0mg/ℓ 以上とする。

※ 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

(参考)

旭川市内の河川の類型指定状況

水 域		該当類型	備 考
石狩川	石狩川上流(2) 留辺志部川合流点から旭川市末広東3条7丁目22番地(旭川市石狩川浄水場接合井)地先まで	A	S45.9.1 指定 H14.4.2 改正
	旭川市末広東3条7丁目22番地(旭川市石狩川浄水場接合井)地先牛朱別川功橋 石狩川上流(4) 忠別川旭川市忠別川浄水場取水口オサラッペ川ヨシカシュペ川合流点江丹別川永見橋	B	S49.5.14 指定 H14.4.2 改正
忠別川	石狩川上流(3) 忠別川旭川市忠別川浄水場取水口から上流	A	S45.9.1 指定 H14.4.2 改正
牛朱別川	牛朱別川 功橋から上流	A	S49.5.14 指定
江丹別川	江丹別川 永見橋から上流	A	S49.5.14 指定

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カ ド ミ ウ ム	0.01 mg/ℓ 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
全 シ ア ン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下
鉛	0.01 mg/ℓ 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
六 価 ク ロ ム	0.05 mg/ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
砒 素	0.01 mg/ℓ 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下
総 水 銀	0.0005mg/ℓ 以下	チ ウ ラ ム	0.006mg/ℓ 以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	シ マ ジ ン	0.003mg/ℓ 以下
P C B	検出されないこと	チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 mg/ℓ 以下
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/ℓ 以下	ベ ン ゼ ン	0.01 mg/ℓ 以下
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/ℓ 以下	セ レ ン	0.01 mg/ℓ 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ 以下	ふ っ 素	0.8 mg/ℓ 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	ほ う 素	1 mg/ℓ 以下

〔備考〕 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(4) 騒音に係る環境基準

ア 一般地域の騒音に係る環境基準

(単位：デシベル)

地域の 類 型	昼 間 6～22 時	夜 間 22～6 時
A	55 以下	45 以下
B	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

- (注) 1 Aをあてはめる地域は、騒音規制法の指定地域のうち、第1種区域及び第2種区域(第2種区域にあつては都市計画法第8条第1項第1号に定められた第1種及び第2種低層住居専用地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域に限る。)
- 2 Bをあてはめる地域は、指定地域のうち第2種区域(類型Aを当てはめる地域を除く。)
- 3 Cをあてはめる地域は、指定地域のうち第3種区域及び第4種区域

イ 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

(単位：デシベル)

地 域 の 区 分	昼 間 6～22 時	夜 間 22～6 時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

[備考] 上表にかかわらず「幹線交通を担う道路に近接する空間」では、昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下

- (注) 1 A 地域は、類型 A をあてはめる地域である。
 2 B 地域は、類型 B をあてはめる地域である。
 3 C 地域は、類型 C をあてはめる地域である。

(5) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下 (年平均値)
水質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/l 以下 (年平均値)
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土 壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

- [備考] 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラジオキシンの毒性に換算した値とする。
 2 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

(6) 土壌の環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	検液 1l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては米 1kg につき 1mg 未満であること	ジ ク ロ ロ メ タ ン	検液 1l につき 0.02mg 以下
		四 塩 化 炭 素	検液 1l につき 0.002mg 以下
		1, 2-ジ ク ロ ロ エ タ ン	検液 1l につき 0.004mg 以下
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと	1, 1-ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	検液 1l につき 0.02mg 以下
有 機 燐	検液中に検出されないこと	シス-1, 2-ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	検液 1l につき 0.04 mg 以下
鉛	検液 1l につき 0.01mg 以下	1, 1, 1-トリ ク ロ ロ エ タ ン	検液 1l につき 1mg 以下
六 価 ク ロ ム	検液 1l につき 0.05mg 以下	1, 1, 2-トリ ク ロ ロ エ タ ン	検液 1l につき 0.006mg 以下
砒 素	検液 1l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること	トリ ク ロ ロ エ チ レ ン	検液 1l につき 0.03mg 以下
		テトラ ク ロ ロ エ チ レ ン	検液 1l につき 0.01mg 以下
		1, 3-ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	検液 1l につき 0.002mg 以下
		チ ウ ラ ム	検液 1l につき 0.006mg 以下
総 水 銀	検液 1l につき 0.0005mg 以下	シ マ ジ ン	検液 1l につき 0.003mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	チ オ ベ ン カ ル ブ	検液 1l につき 0.02mg 以下
P C B	検液中に検出されないこと	ベ ン ゼ ン	検液 1l につき 0.01mg 以下
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること	セ レ ン	検液 1l につき 0.01mg 以下
		ふ っ 素	検液 1l につき 0.8mg 以下
		ほ う 素	検液 1l につき 1mg 以下

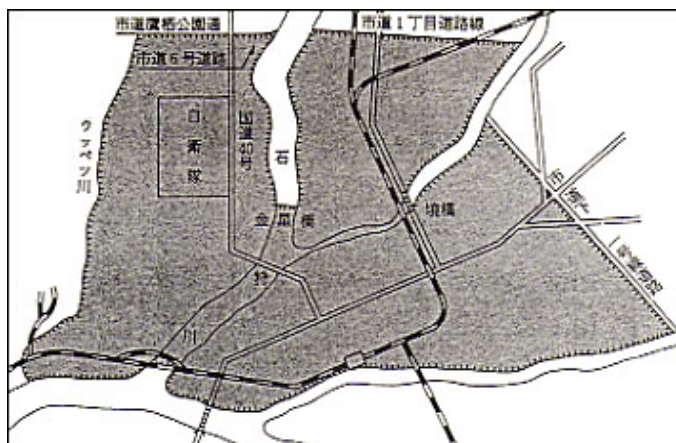
- [備考] 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、平成 3 年環告第 46 号「土壌の汚染に係る環境基準について」の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る基準値のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水にこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水の環境基準を超えていない場合には、それぞれ検液中 1l につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
 3 「検液中に検出されないこと」とは、告示別表で定めた測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

6 規制基準等

(1) 大気汚染に係る主な規制基準（大気汚染防止法）

燃料規制基準

対 象 区 域	燃 料 使 用 基 準		対 象 施 設	規 制 期 間
	対象燃料	硫 黄 分		
下図に示す区域	重油その他の石油系燃料	1.2%以下	大気汚染防止法の対象となっているばい煙発生施設	11月1日から翌年4月30日まで



(2) 水質汚濁に係る主な規制基準（水質汚濁防止法）

ア 一律排水基準

(ア) 有害物質に係る排水基準

(単位：mg/ℓ)

項 目	許容限度	項 目	許容限度
カ ド ミ ウ ム	0.1	1, 1, 1-トリクロロエタン	3
シ ア ン	1	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06
有 機 リ ン	1	トリクロロエチレン	0.3
鉛	0.1	テトラクロロエチレン	0.1
六 価 ク ロ ム	0.5	1, 3-ジクロロプロペン	0.02
砒 素	0.1	チ ウ ラ ム	0.06
総 水 銀	0.005	シ マ ジ ン	0.03
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	チ オ ベ ン カ ル ブ	0.2
ポリ塩化ビフェニル	0.003	ベ ン ゼ ン	0.1
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.2	セ レ ン	0.1
四 塩 化 炭 素	0.02	ほう素及びその化合物※ ¹	10
1, 2-ジクロロエタン	0.04	ふっ素及びその化合物※ ¹	8
1, 1-ジクロロエチレン	0.2	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物※ ¹	100 ※ ²
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4		

[備考] ※¹ 平成13年7月1日施行。平成19年6月30日までは業種により暫定排水基準が定められている。

※² アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

(イ) 生活環境項目に係る排水基準

(一般項目)

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/ℓ (日間平均 120mg/ℓ)
浮遊物質 (SS)	200mg/ℓ (日間平均 150mg/ℓ)
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³

(特殊項目)

(単位: mg/ℓ)

項 目	許 容 限 度
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	鉱 油 類 5
	動 植 物 類 30
フェノール類	5
銅	3
亜鉛	5
溶解性鉄	10
溶解性マンガン	10
クロム	2

[備考] 1 生活環境項目に係る排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

2 上乗せ排水基準が適用される項目については、この基準は適用されない。

イ 上乗せ排水基準

(水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例、

昭和47年4月3日 北海道条例第27号)

業 種 又 は 施 設		BOD (mg/ℓ)		SS (mg/ℓ)	
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
パルプ製造業 (クラフトパルプ製造施設のみを有するものを除く)		—	—	120	100
ガス供給業		80	60	70	50
と畜業 (活性汚泥法により排水を処理するものに限り)		—	—	70	50
し尿処理施設 (S46.9.23 以前に設置されたものであってし尿浄化槽以外のもの)		40	30	90	70
し尿浄化槽 (501 人槽以上 のものに限る)	S46.9.23 以前に設置されたもの	120	90	—	—
	S46.9.24 から 47.9.30 までの間に設置されたもの	80	60	—	—
	S47.10.1 以降に設置されたもの	40	30	90	70
下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限り)		—	20	—	70

[備考] この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

(注) 旭川市関係の部分抜粋

(3) 土壤汚染に係る基準（土壤汚染対策法関係）

分 類	特定有害物質の種類	地下水基準 (mg/l)	指定基準		第2溶出量基準 (mg/l)
			土壌溶出量基準 (mg/l)	土壌含有量基準 (mg/kg)	
第1種 特定 有害物質	四 塩 化 炭 素	0.002 以下	0.002 以下	—	0.02 以下
	1-2 シクロロエタン	0.004 以下	0.004 以下	—	0.04 以下
	1-1 シクロロエチレン	0.02 以下	0.02 以下	—	0.2 以下
	シス-1-2 シクロロエチレン	0.04 以下	0.04 以下	—	0.4 以下
	1-3 シクロロプロペン	0.002 以下	0.002 以下	—	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	0.02 以下	—	0.2 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下	0.03 以下	—	0.3 以下
	1-1-1 トリクロロエタン	1 以下	1 以下	—	3 以下
	1-1-2 トリクロロエタン	0.006 以下	0.006 以下	—	0.06 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下	—	0.1 以下
第2種 特定 有害物質	ベンゼン	0.01 以下	0.01 以下	—	0.1 以下
	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	0.05 以下	250 以下	1.5 以下
	シアン化合物	不検出	不検出	遊離シアン 50 以下	1 以下
	水銀及びその化合物	水銀 0.0005 以下 アルキル水銀不検出	水銀 0.0005 以下 アルキル水銀不検出	水銀 15 以下	水銀 0.005 以下 アルキル水銀不検出
	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	0.8 以下	4000 以下	24 以下
	ほう素及びその化合物	1 以下	1 以下	4000 以下	30 以下
第3種 特定 有害物質	P C B	不検出	不検出	—	0.003 以下
	チ ウ ラ ム	0.006 以下	0.006 以下	—	0.06 以下
	シ マ ジ ン	0.003 以下	0.003 以下	—	0.03 以下
	チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 以下	0.02 以下	—	0.2 以下
	有機燐化合物	不検出	不検出	—	1 以下

- [備考] 1 地下水基準は、汚染範囲確定調査における判定基準（規則第5条第2項第2号関係、別表第1）
2 指定基準は、都道府県知事等が「指定区域」を指定する際の基準（規則別表第2及び第3）
3 土壌溶出量基準は、地下水経路のリスクの観点からの基準であり、現行土壌環境基準と同じである。
4 土壌含有量基準は、直接摂取のリスクの観点からの基準である。
5 第2溶出量基準は、汚染土壌の除去等の措置に係る基準である。（規則別表第4）

(4) 騒音に係る主な規制基準（騒音規制法）

ア 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

（単位：デシベル）

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8～19 時)	朝・夕 (6～8 時, 19～22 時)	夜 間 (22～6 時)
第1種区域	45	40	40
第2種区域	55	45	40
第3種区域	65	55	50
第4種区域	70	65	60

- [備考] 1 第1種区域は概ね第1・2種低層住居専用地域。第2種区域は概ね第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域。第3種区域は概ね近隣商業地域、商業地域、準工業地域。第4種区域は概ね工業地域をいう。
2 基準値は、特定工場等の敷地境界線での値である。

イ 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

特 定 建 設 作 業 の 種 類	基 準 値
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85 デシベル
びょう打機を使用する作業	
さく岩機を使用する作業	
空気圧縮機を使用する作業	
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	
バックホウを使用する作業	
トラクターショベルを使用する作業	
ブルドーザーを使用する作業	

〔備考〕 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。

ウ 自動車騒音に係る要請限度（平成 12 年 4 月 1 日施行）

（単位：デシベル）

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間（6～22 時）	夜 間（22～6 時）
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

※ 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、上表にかかわらずそれぞれ昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルとする。

〔備考〕 1 区域の区分における a、b、c 区域はそれぞれ環境基準類型の A、B、C をあてはめる地域に準ずる。
2 基準値は、等価騒音レベルである。

（５）振動に係る主な規制基準（振動規制法）

ア 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

（単位：デシベル）

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8～19 時)	夜 間 (19～8 時)
第 1 種区域	60	55
第 2 種区域	65	60

〔備考〕 1 第 1 種区域は概ね第 1・2 種低層住居専用地域、第 1・2 種中高層住居専用地域、第 1・2 種住居地域、準住居地域。第 2 種区域は概ね近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域をいう。

2 基準値は、特定工場等の敷地境界線での値である。

イ 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

特 定 建 設 作 業 の 種 類	基 準 値
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	75 デシベル
網球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
舗装版破碎機を使用する作業	
ブレーカーを使用する作業	

〔備考〕 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。

ウ 道路交通振動に係る要請限度

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8～19 時)	夜 間 (19～8 時)
第 1 種区域	65	60
第 2 種区域	70	65

[備考] 1 区域は、ア 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準の備考 1 に同じ。

2 基準値は、80%レンジの上端値である。

(6) 旭川市建設作業指導要綱(平成2年4月1日制定)

建設作業に伴って発生する公害を防止するため、くい打作業については周辺の状況に応じて、次のような工法で行うものとしている。

	周 辺 の 状 況	工 法
無騒音無振動工法	くい打地点から住宅、事務所等までの距離が 30m 未満の場合 (病院等の周辺は 40m 未満) 病院等 { 学 校 保育所 病 院 図書館 特別養護老人ホーム	・場所打ぐい工法 1 オールケーシング工法(ベノト工法) 2 アースドリル工法 3 リバースサーキュレーション工法 4 その他上記に準ずる工法 ・埋込ぐい工法 1 中掘工法(先端根固め工法に限る) 2 セメントミルク工法(最終打撃工法を除く) 3 圧入工法(基礎ぐいのほか、鋼矢板工法における N I S P 工法, M A P 工法) 4 ジェット工法 5 その他上記に準ずる工法
低騒音低振動工法	上記に該当しないくい打作業の場合 (くい打地点から住宅等までの距離が 200m 以上離れている場合を除く。)	1 アースオーガー及び防音カバーを併用するくい打工法 2 中掘工法, セメントミルク工法において最終打撃を行うもの 3 特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準及び振動規制法施行規則第 11 条に規定する基準値を超えないくい打工法

(7) 悪臭に係る主な規制基準 (悪臭防止法)

規 制 物 質	規 制 基 準 (ppm)	
	A 区域	B 区域
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

[備考] 1 A 区域は、市街化区域、市街化調整区域の一部、B 区域は、都市計画区域内の地域で A 区域の地域を除いた地域である。

2 基準値は、事業場の敷地境界線上での値である。

7 用語の解説

ISO14000 シリーズ

国際標準化機構（ISO）による環境管理、監査に関する規格の総称で、環境マネジメントシステム、環境監査、環境ラベル、環境パフォーマンス評価、ライフサイクルアセスメント（LCA）、用語と定義の6規格に大別されています。このうち、現在ISO14001の環境マネジメントシステムが認証登録の対象となっており、企業や行政など組織のあらゆる活動における環境への影響を評価・点検し、環境負荷の低減を進めるための指針となっています。

硫酸化物（SO_x）

二酸化硫黄（SO₂）、三酸化硫黄（SO₃）など硫黄の酸化物を総称して硫酸化物といいます。硫酸化物は、石炭、石油などの化石燃料中に含まれる硫黄分が、燃焼の過程で酸素と化合して生成します。

二酸化硫黄は、亜硫酸ガスと呼ばれており、のどや肺を刺激し、呼吸器系に影響を及ぼすおそれがあるほか、大気中の水分に溶けて金属を腐食させたり、雨に溶けて酸性雨となり、森林や湖沼に悪影響をもたらす原因ともなっています。硫酸化物の主な発生源としては、工場やビルなどで使われているボイラーや焼却炉があります。

一酸化炭素（CO）

炭素又はその化合物が、不完全燃焼することにより発生する無色無臭の気体で、その発生源の大部分は自動車の排出ガスです。

呼吸により肺に吸い込まれると、血液中のヘモグロビンと結びつき、酸素の供給能力が阻害され、中枢神経に障害が起こり、頭痛、めまい、吐き気などの症状が現れます。

エコビジネス

環境への負荷低減に資する商品やサービス、様々な社会経済活動を環境保全型のものに变革させることに役立つ技術やシステム等を提供するビジネスをいいます。

SS（浮遊物質）

粒径2mm以下の水に溶けない水中に浮遊している物質のことで、水の濁りの原因となります。SSが多くなると、魚類などの水中生物のえらに付着して窒息させたり、光の透過率が悪くなり、水生植物の成長を妨げます。また、川底などに堆積したものが腐敗し、悪臭を放つこともあります。

なお、川の正常な機能を維持するためには25mg/l以下が望ましいとされています。

オゾン層

地上15～50kmに存在するオゾン濃度の高い層をいいます。地球を取り巻いているオゾン層は、太陽からふりそそぐ有害な紫外線を吸収する役割を果たしていますが、エアコンや冷蔵庫の冷媒などとして使用されているフロンガスなどにより破壊され、近年はその濃度が減少傾向にあるといわれています。

オゾン層が破壊されると地上に達する紫外線の量が増え、皮膚がんが増加するなどの被害をもたらすことが知られています。

温室効果ガス

地表から放出される赤外線を吸収する作用の大きいガスの総称で、代表的なものとしては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などがあります。大気中のこれらのガスの濃度が上昇すると地表面からの熱放射が阻害され、地球温暖化が引き起こされるといわれています。

合併処理浄化槽

汚水を処理する浄化槽のうち、し尿だけを処理するものを単独処理浄化槽というのに対し、し尿と生活雑排水を併せて処理するものを合併処理浄化槽といいます。

合併処理浄化槽は、特に下水道の整備計画のない地域での水質汚濁防止等環境改善を図る有効な手段として注目されています。

環境影響評価

開発によって失われた環境の回復や復元は、著しく困難であるため、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業について、事業が環境に与える影響の程度と範囲、その防止対策等について事前に調査、予測、評価することをいいます。

環境監査

環境管理の取組状況について、客観的な立場からあらかじめ決められた目標との差異や進捗状況についてチェックを行うことをいいます。

環境管理

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針、目標、計画等を定め、これらの達成に向けて実施していくことをいいます。

環境基準

環境基本法第 16 条に基づき定められているもので、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいいます。

現在は、大気汚染、水質汚濁（地下水を含む）、土壌汚染及び騒音（航空機騒音、新幹線鉄道騒音を含む）のそれぞれについて、基準が定められています。

環境教育

環境庁の環境教育懇談会の定義では、「人間と環境のかかわりについて理解と認識を深め、責任ある行動がとれるよう国民の学習を推進すること。」となっています。「環境教育」には、学校での教育、家庭での教育、勤労の場所での教育、その他公民館、図書館、博物館、町内会、ボーイスカウト等地域社会で行われる教育も含まれます。

環境の日、環境月間、旭川市民環境週間

事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、環境基本法第 10 条の規定により、6 月 5 日が「環境の日」と定められました。

なお、この 6 月 5 日は国連の「世界環境デー」であり、これは、昭和 47 年にストックホルム国連人間環境会議の開催を記念し、日本の提案により定められたものです。世界各国では、この日に環境問題の重要性を認識し、行動の契機とするための各種行事を行っています。また、日本では、平成 3 年度から 6 月を「環境月間」として普及啓発に関する様々な行事を行っています。

旭川市では、「旭川市環境基本条例」で、6 月 1 日から 1 週間を「旭川市民環境週間」と定め、市民・事業者環境に対する関心と理解を深め、環境保全活動を行なう意欲を高めてもらうため、各種の行事を実施しています。

環境保全活動

広く市民の参加を得て行う地域の環境保全に重要な意義を有する実践活動事業のことをいいます。

環境保全活動としては、地域で行われる資源リサイクル活動や植樹などの緑化活動、河川美化活動、身近な自然などについて理解を深めるための自然観察会などがあげられます。

環境ホルモン

人や野生生物に取り込まれると、体内のホルモン作用に影響を与えると考えられる物質で、正式には「外因性内分泌攪乱化学物質」といいます。

環境庁では、各種の研究結果等から、内分泌攪乱作用を有すると疑われている化学物質として、ダイオキシン類、DDT、PCB、有機スズ化合物など 67 物質をあげています。

基準標本

分類学上の命名の際に基準となった生物の標本のことをいいます。

希少野生動植物種

絶滅のおそれのある野生の動植物として指定されているものをいいます。

生息や生息地の保護・回復により、種の保存が図られています。

規制基準

事業活動及びその他の活動を行う者が遵守しなければならない許容限度のことで、ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、悪臭等の発生について、それぞれ基準が設定されています。ボイラーや焼却炉などから発生するばい煙、粉じんについては、排出基準、工場や事業場の排水については、排水基準といます。

逆転層

通常、大気の温度は地面に近いほど高く、上空になるに従い低くなります。しかし、気象条件によっては、高度 40～300mの層において、地表付近の温度よりも高い温度の層ができることがあり、この層が逆転層と呼ばれています。

逆転層ができると、この層が大気のふたの役目を果たすことから、地表付近の空気は停滞し、大気汚染物質が低く漂い、大気の汚染が悪化しやすくなります。

健康項目

水質汚濁に関する環境基準のうち、人の健康の保護に関する項目をいいます。

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、トリクロロエチレンなど 26 項目が指定されており、これらの物質は毒性が強く、人の健康を障害する物質です。

光化学オキシダント

大気中で、工場や自動車から排出された窒素酸化物や炭化水素などの大気汚染物質が、太陽光の紫外線を受けて反応して発生する酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたものをいいます。旭川市では、高層大気から降下してきた天然のオゾンがその割合の多くを占めると考えられています。

光化学オキシダントは、光化学スモッグ発生の原因ともなり、目やのどなどの粘膜に影響を及ぼすおそれがあります。

降下ばいじん

浮遊粒子状物質の項参照。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれらに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のことをいいます。

なお、公共下水道及び流域下水道であって終末処理場を設置しているものは除かれます。

ジクロロメタン

塩化メチレンとも呼ばれ、安定な化合物のため、洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤等として広く利用されています。無色の液体でエタノールのような臭いがあります。人体に対する影響としては、高濃度吸入の場合、目・のどを刺激するほか、精巣毒性の可能性があります。また麻酔作用があり、頭痛・めまい・吐き気を起こします。

マウスについては発がん性が明らかですが、人については可能性を完全に除去できないが可能性は小さいとされています。

指定文化財

文化財のなかでも歴史・学術・芸術上重要なものを保護するため、文化財保護法あるいは地方公共団体の文化財保護条例等により指定を行ったものをいいます。

旭川市では、昭和 38 年に「旭川市文化財保護条例」が制定され、国又は道が指定したものを除き、市にとって特に文化的価値の高い文化財を市文化財として指定しています。

生活環境項目

水質汚濁に関する環境基準のうち、生活環境の保全に関する項目をいいます。

河川については、pH、BOD、SS、大腸菌群数の項目があります。

ダイオキシン類

有機塩素化合物であるポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD), ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) の 3 物質をダイオキシン類対策特別措置法で「ダイオキシン類」と定義しています。様々な異性体があり, その数は 220 種類以上にのぼります。

ダイオキシン類は, 催奇形性や発がん性, 急性毒性が報告されており, 燃焼や化学物質製造の過程などで非意図的に生成し, 燃焼排ガスや化学物質の不純物として環境中に排出されます。

単位は, ダイオキシン類それぞれの異性体の毒性を 2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾジオキシン (TCDD) に換算して合計した毒性等量 (TEQ) で表します。

大腸菌群数

水質汚濁を示す指標の一つで, 人間又は動物の排泄物による水の汚濁を知るために使われます。

大腸菌群は, 動物の腸内にいる細菌のグループなどの総称で, 病原性のものと非病原性のものがあります。

地球環境問題

被害や影響が一国内にとどまらず, 国境を越え, さらに地球規模にまで広がる環境問題をいいます。

地球環境問題には, 地球の温暖化, 酸性雨, オゾン層の破壊, 海洋汚染, 野生生物の種の減少, 熱帯雨林の減少, 砂漠化, 有害廃棄物の越境移動などがあり, 人類の生存基盤を脅かす課題となっています。

窒素酸化物 (NO_x)

一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) の総称のことです。窒素酸化物は, 高温燃焼過程において必然的に空気中の窒素と酸素が化合して生成するもので, このうち一酸化窒素は, 空気中の酸素と結びついて徐々に二酸化窒素となります。

一酸化窒素は二酸化窒素に比べ, その毒性は弱いとされています。二酸化窒素は, 呼吸機能の低下を引き起こすほか, 雨に溶けると酸性雨の原因にもなります。二酸化窒素の発生源としては, 自動車, ボイラー, 焼却炉などがあります。

DO (溶存酸素量)

水の中に溶けている酸素の量のことです。通常, 酸素の補給は藻類の光合成による炭酸同化作用や, 大気からの溶け込みによるものがありますが, 水中に有機物が増えると, 微生物が有機物を分解するために酸素が消費され, 溶存酸素量は減少します。

一般にきれいな川では, 溶存酸素は, ほぼ飽和状態に達していますが, その量が一定値以下になると魚類等の生息が制限され, 更に減少すると生息できなくなります。また, 環境保全上の観点からは, 悪臭を発することがないように 2 mg / l 以上であることが必要とされています。

テトラクロロエチレン

エーテル様芳香のある無色透明の重い液体で, 水に難溶, 不燃性です。トリクロロエチレンに比べて溶解力が温和であり, ドライクリーニング用溶剤, 抽出用溶剤等として, あらゆる天然及び合成繊維の洗浄に用いられています。通称パークレンと呼ばれる有機四塩化物系溶剤で, 発がん性があるとされています。

天然記念物

学術上価値の高い動物, 植物, 地質鉱物 (それらの存する地域を含む) で, その保護保存を主務官庁から指定されたものをいいます。

特殊公園, 風致公園

特殊公園とは, 風致公園などのように, 自然や文化遺産の享受又は知識を得るためなど, それぞれの目的に合わせて造られた公園の総称です。

風致公園とは, 都市の自然景観やこれと一体となった史跡・名勝, 緑豊かな市街地などの良好な環境を保全することを目的とした公園をいいます。

旭川市内では, 嵐山公園, 旭山公園の 2 か所が, 特殊 (風致) 公園となっています。

特定施設

特定施設とは、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法などの規制対象となる施設であり、各法律の施行令で定められています。工場・事業場に特定施設を設置する場合は、各々の法律に基づく届出が必要になり、規制基準の遵守などの義務が課せられます。

トリクロロエチレン

クロロホルム臭のある無色透明の揮発性・不燃性の液体で、水に難溶です。安定性と強力な脱脂力から、金属、機械部品、半導体部品の脱脂、洗浄に広く用いられてきた有機塩素系溶剤です。

人体に対する影響としては、体内に蓄積すると腎臓障害や中枢神経障害を起こし、発がん性があるといわれています。

pH（水素イオン濃度）

水の酸性又はアルカリ性を表す指標であり、pH 7 が中性、7 より小さくなるほど酸性が強く、7 より大きくなるほどアルカリ性が強くなります。

通常の河川は、pH 6.5～8 程度で、この範囲を超えると魚類や農作物に被害を与えることがあります。

BOD（生物化学的酸素要求量）

水の中に含まれる有機物は、好気性微生物の作用を受けて徐々に酸化、分解（水の自浄作用）されますが、この過程で微生物が消費する酸素の量をBOD値といいます。

したがって、BODは相対的に有機物の量を示すことになり、この数値が高くなると水中に溶けている酸素（溶存酸素）が減って、水中生物が死んでしまうなどの被害がでることもあり、更に悪化すると、メタンガスなどが発生し、悪臭を放つようになります。

ppm（ピーピーエム）

ごく微量の物質の濃度や含有率を表す単位で、百万分の1を意味します。

例えば、空気1 m³中に1 cm³の物質が含まれている場合には、この物質の濃度を1 ppmといいます。

ビオトープ

生物を意味するBioと場所を意味するTopeから作られた合成語で、生態系として特定の生物群集が生存する上で必要な空間の単位のことです。自然にあるもの、人為的に作られたものの区別を問わず使われます。

一般には、ある程度まとまりのある生息空間（池など）といった意味で使われますが、郊外から都市にかけての地域的な広がりを持つ生息空間などとして、広い意味で使われることもあります。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊している粒径10 μm以下の粒子状の物質をいいます。浮遊粒子状物質には、土砂の巻き上げなど自然現象によるもののほか、ボイラー、焼却炉などから発生するばいじん、粉じんや、自動車の排出ガスに含まれるカーボン粒子などがあります。人体に対する影響としては、気管や肺まで到達し、呼吸器系に影響を及ぼすおそれがあります。

なお、粒子状物質のうち、重力の作用により短時間のうちに降下したり、雨などによって沈降する比較的粒径の大きなものは、降下ばいじんと呼ばれています。その物質と量によっては、洗濯物が汚れたり、農作物に被害を与えることがあります。

フロン

フロンは、炭化水素に塩素、フッ素が結合した化合物の総称で、クロロフルオロカーボンを略したものです。

フロンは、化学的に安定で、ほとんど無害であることから、冷蔵庫やエアコンの冷媒、電子回路などの精密部品の洗浄剤、スプレー等の噴射剤などとして広く使われてきました。しかし、大気中に放出されるとそのまま成層圏に達し、そこで太陽からの強い紫外線によって分解し、オゾン層を破壊する原因となっています。

オゾン層が破壊されると地上に達する紫外線の量が増え、皮膚がんが増加するなどの被害をもたらすため、フロン11、フロン12、フロン113、フロン114、フロン115といった特定フロンの製造を1995年末には全廃するなどの国際的合意がなされました。

ベンゼン

無色の液体で特有の臭いがあり、揮発性で引火性が強く、水に難溶です。溶剤、洗浄剤、抽出剤、石油精製、アルコール変性剤、燃料などに使用されています。また、自動車用ガソリン中にも存在しています（5%以下）。人体に対する影響については、急性症状としての麻酔作用、慢性症状としての造血器官の破壊と発がん性などが知られています。

μg（マイクログラム）

物質の重さを示す単位で、1gの百万分の1の量を意味します（ 1×10^{-6} g）。

なお、単位はμgの千分の1ごとにng（ナノグラム： 1×10^{-9} g）、pg（ピコグラム： 1×10^{-12} g）といます。

未利用エネルギー

有用なエネルギーに変換可能であるが、これまで利用されていなかった熱エネルギーを指すことが多く、人の活動に伴って発生するものと、天然に存在するものとに分けられます。代表的なものとしては、清掃工場等からの廃熱や河川水がもつ熱などがあります。

民俗文化財

文化財のうち、衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習・民俗芸能及びこれらに用いられる衣服・器具・家屋その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないものをいいます。

面的評価

騒音に係る環境基準のうち、道路に面する地域の騒音に係る環境基準について、基準値を超える騒音に暴露される住居等の戸数やその割合を把握することにより評価する手法を面的評価といいます。

有害大気汚染物質

環境大気中から検出される物質で、低濃度ではあるが長期曝露によって健康への影響が懸念される物質をいいます。大気汚染防止法改正により、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質として234物質がリストアップされています。

このうち22物質が優先取組物質とされ、特にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ダイオキシン類の4物質は、「排出又は飛散を早急に抑制しなければならない物質」として指定されています。

有形文化財

文化財のうち、建造物・絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む）。並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料をいいます。

要請限度

騒音規制法や振動規制法に基づき定められた自動車騒音や道路交通振動の限度を要請限度といいます。

市町村長は、この限度を超えて自動車騒音や道路交通振動が発生し、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合には、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定に基づく交通規制等の措置を取るべきことを要請することができるものとされています。

緑被率

樹木や草本類などの緑でおおわれた土地の面積の割合を示したものです。また、樹林地、草地、農耕地、水辺の湿地などを総称して緑被地といいます。